

G7 財務大臣・中央銀行総裁共同声明（仮訳）

（2026年5月18-19日 於：仏・パリ）

我々、G7の財務大臣・中央銀行総裁は、2026年5月18日に、フランス・パリにて、国際通貨基金（IMF）、世界銀行グループ（WBG）、経済協力開発機構（OECD）、金融安定理事会（FSB）の長とともに会合した。我々はまた、ウクライナの財務大臣、並びに国際エネルギー機関（IEA）、金融活動作業部会（FATF）及び国際開発金融機関（MDBs）代表グループの議長であるアジア開発銀行（ADB）の長から、会合の一部への参加を得た。

ウクライナ支援

1. 我々は、ロシアによる、ウクライナに対する継続的かつ残酷な戦争及び和平仲介のための共同の取組を阻害する、激化する行動を強く非難する点で結束するとともに、公正かつ永続的な平和の実現に向けて、自らの領土一体性、生存する権利と自由、主権、そして独立を守るウクライナに対する我々の揺るぎない支持を改めて確認する。
2. 我々は、ロシアによるウクライナに対する継続した侵略に対し、ロシアへの厳しいコストを課し続けることについての揺るぎないコミットメントを再確認する。我々は、協調的な経済・金融措置を通して、エネルギー、金融及び軍事産業基盤のような、ロシア経済の主要な分野への更なる圧力強化及び迂回への対処を引き続き検討する。これには、ロシアの戦争遂行を物的に支援する第三国の団体に対する行動を通じたものが含まれる。我々は、重要な技術及び収入へのロシアのアクセスを制限することに引き続きコミットする。我々は、石油上限価格及び海上サービスに関する潜在的措置の将来の政策検討の判断材料とするため、エネルギー市場の状況に関する研究を「石油上限価格連合」が継続していることを歓迎する。
3. 我々は、ウクライナを支援するためのメカニズムである「特別収益前倒し融資（ERA ローン）」の継続した実施を歓迎する。我々は、各々の法制度と国際法と整合的に、ロシアが侵略戦争を止め賠償金を支払うまで、我々の管轄下にあるロシアの国家が有する資産を、引き続き動かさないようにしておくことを再確認する。

4. 我々は、ウクライナのための IMF プログラムの承認を可能とした EU による 900 億ユーロの「ウクライナサポートローン」や、我々の既存のコミットメントを踏まえ、今後、ウクライナの資金ニーズを共に支援するため、資金調達の広範な選択肢を策定すべく引き続き取り組んでいく。
5. 我々は、ウクライナの経済的強靱性及び復旧を強化する観点から、民間セクターの資金動員が重要であるとの認識を共有する。我々は、法の支配、公的ガバナンス、汚職対策、及び地下経済の縮小を強化するための改革アジェンダの着実な進展をウクライナに求める。付加価値税（VAT）免除措置の制限を含む IMF プログラムの構造ベンチマークの実施は、外部の資本にとってのウクライナの魅力を高めるためだけでなく、国内歳入の動員強化にも不可欠である。我々は、ウクライナ当局に対し、更なる改革気運の強化を促す。また、我々は、投資家にとって魅力的な環境の整備及び防衛分野を含むウクライナ産業の支援のため、「ウクライナ・ドナー・プラットフォーム」、及び 2026 年 6 月 25-26 日にグダニスクで開催される「ウクライナ復興会議」を通じた支援の調整を継続する。
6. 我々は、次の冬に備えたウクライナのエネルギーシステムの強靱化に向けた取組を支持する。我々は、国際金融機関との緊密な連携、民間主体の更なる参画、及びエネルギー分野の必要な改革の促進による「G7+ウクライナエネルギー支援グループ」の取組継続を奨励する。
7. 我々は、ロシアの無人機によるチョルノービリ原子力発電所への攻撃を受け、原子力の安全上のリスクについて重大な懸念を表明するとともに、地域に深刻な人道的・環境的影響を及ぼし得る放射線事故の防止へのコミットメントを再確認する。欧州復興開発銀行（EBRD）と連携して、我々は、チョルノービリの新シェルター（NSC）の緊急修復作業を支援するため、今後数年間にわたり必要となる、現時点で少なくとも 5 億ユーロと見込まれる資金動員に向け取り組んでいる。我々は、他のパートナーに対し、このイニシアティブの支援に参加するよう呼びかける。我々は、この基幹インフラの継続した健全性を確保するため、迅速かつ連携された行動の重要性を強調するとともに、支援を実施すべく国際的なパートナーと緊密に協力する。

経済安全保障の強化

重要鉱物サプライチェーンの多様化の確保

8. 我々は、重要鉱物が将来のエネルギー需要、デジタル変革、そしてより広範な経済安全保障にとって不可欠であり、また、強靱で持続可能かつ、透明性が高く、多角化されたサプライチェーンが、脆弱性の低減及び全体的な経済強靱性の強化の鍵であることを強調する。我々は、生産及び加工能力の過度な集中、世界市場を歪め公正な競争を損なう非市場的な政策及び慣行、並びに、世界のサプライチェーンを混乱させる第三国による恣意的な輸出制限について、引き続き懸念を有している。「G7 重要鉱物生産同盟」を含む、カナダの G7 議長国の下でのイニシアティブを踏まえ、我々は、G7 メンバー間、そして志を同じくするパートナーとの協力を更に深化・拡大していく意図を再確認する。我々は、投資の拡大、リサイクルの取組、及び適切な調達基準の採用等を通じた、安全で持続可能かつ強靱なサプライチェーンの強化、プロジェクト開発に資する健全で安定的かつ予測可能な市場環境の確保、並びに情報共有の強化を目指す。この文脈において、必要に応じて外部専門家の知見も活用しつつ、重要鉱物に関する分析協力の最適な在り方についての議論を継続する。また、重要鉱物のバリューチェーンへの投資を動員し、透明性を向上させ、多角化を促進するため、志を同じくするパートナー及び民間部門との協力を一層深化させることを約束する。

9. 我々は、重要鉱物バリューチェーンが直面する資金調達上の課題、及び、将来需要に対応し、供給源及びバリューチェーンの多角化を進めるため、大規模な投資を動員する必要性について、共通の理解を一層深めた。重要鉱物は戦略的に極めて重要であるにもかかわらず、採掘、加工、精製の各段階に携わる企業は、資金調達へのアクセスの制約や市場の不確実性に直面しており、長期的な需要見通しが引き続き堅調である一方で、多様で収益性のある十分な数のプロジェクトの創出が妨げられている。

10. 我々は、必要とされる投資規模及び官民双方からの資金動員の必要性を認識するとともに、その実現に向けた国際協力の強化の重要性を強調する。我々は、強化された協力枠組みや協調的な投資アプローチ等を通じて、多様で、強靱かつ耐久性があり、透明性の高い重要鉱物のバリューチェーンの構築を支援するため、国際開発金融機関（MDBs）のより深い関与を歓迎する。我々は、特に、4月に策定された「重要鉱物から製造業に至るバリューチェーンに関する MDB 共同ステートメント」を歓迎するとともに、今後策定予定の重要鉱物に関する「共同協力枠組み」に留意する。また、2023年のG7日本議長国下で立ち上げられた「強

韌で包摂的なサプライチェーン強化（RISE）パートナーシップ」の強化も歓迎する。我々は、MDBs に対し、これらの取組の実施を加速させることで、大規模な資金動員を迅速に進め、現地において具体的な成果を出すことを求める。

11. 我々は、重要鉱物のエコシステム全体にわたる民間部門の関係者と連携していく意向である。我々は、6月10日に開催される B7 の機会を捉え、これに合わせて重要鉱物に特化したイベントを開催する。公的当局、輸出信用機関、産業界の関係者、及び金融機関を一堂に集めることで、本イベントは、G7 諸国及び志を同じくするパートナーにおける重要原材料プロジェクトへの民間投資を促進するための具体的な解決策の特定に資する。

強靱な電子商取引の促進及び税関・規制実務の強化

12. 我々は、電子商取引を通じた小口貨物の国境を越えた取引の急速な成長が、課題を増大させていることに留意する。我々は、関係する当局間の共同の取組を強化しつつ、公正な競争の促進、コンプライアンスの強化、税関のリスク管理の向上、製品安全の確保、環境への影響の軽減を目的とする措置に関する経験を共有するため、G7 財務及び貿易トラック間の協力を強化することの重要性を認識する。我々はまた、電子商取引に関連する全ての民間部門のステークホルダーを関与させることの重要性を強調する。我々は、G7 小口貨物タスクフォースの下で行われた作業並びにその成果としての現在の実務及び国の政策アプローチの共有を歓迎する。

金融安定を維持する均衡の取れた強固で幅広い成長の支援

国際課税

13. 我々は、OECD/G20 包摂的枠組み（IF）におけるグローバル・ミニマム課税との共存に係るパッケージを歓迎し、確実性と安定性の確保、成長の促進、公平な競争条件の確保、課税主権の保持、及び税源浸食と利益移転（BEPS）からの課税ベースの保護という我々の共通のコミットメントを強化する観点から、その実施の重要性に留意する。この成功に立脚し、我々はデジタル経済への課税に関する建設的な対話に取り組んでいる。これらの原則を考慮に入れつつ、我々は、この対話が、デジタル経済が既存の国際課税システムにもたらす課題についての共通理解を醸成するとともに、そのような課題にどのように効果的に対処し得るかを検討することを期待する。我々は国際協力を重視し、IF が、これまでの作業から得られた教訓を活用しつつ、デジタル経済への課税に関する深度ある作業を進めることを奨励し、支持する。我々は、デジタル経済が既存の国際課税システム

にもたらず課題について、IF メンバーがその有効かつ持続可能な解決策を評価できるよう、2026 年末までに、それらの課題への共通理解を特定する IF の作業の進捗に関し、OECD の報告を期待する。

輸出者間の公平な競争を強化するための OECD 輸出信用アレンジメントの現代化

14. 我々は、OECD 公的輸出信用アレンジメントのさらなる現代化に関する OECD での議論の進展を歓迎する。これは、非 OECD 諸国の競争圧力の高まりに対する我々の輸出者の競争力を強化するとともに、輸出者間の公平な競争環境を維持するために不可欠である。ブレンデッド・ファイナンス、譲許的資金、非譲許的資金に関するルールの見直しにより、OECD 諸国の輸出者が、急速に変化する世界的な資金調達環境及び拡大する資金需要に対応できるようにすべきである。我々はまた、重要鉱物への支援の強化の必要性も認識する。このような変化する状況下で、我々は、輸出信用機関による様々な形態の貿易関連支援についての透明性強化の議論を促進することの重要性を認識する。これは、OECD 諸国の輸出者間の公平な競争環境の維持に向けた重要な一歩である。

15. 我々は、アレンジメントを目的に合ったものとして維持する上で、本作業の重要性を改めて強調するとともに、その現代化の迅速な完了を求める。

金融犯罪及び不正資金の流れとの闘い

16. 我々は、マネーロンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与 (AML/CFT/CPF) を含む金融犯罪と闘う決意を再確認する。昨年の G7 カナダ議長下における「金融犯罪に対する行動要請」の採択以来、我々はこの方向での取組を継続してきた。我々は、テロ行為、国際的な組織犯罪、薬物取引及び詐欺といった主要な脅威への対処、国際協力の深化、脆弱な法域における体制の強化の支援、並びに暗号資産を含む新技術の悪用から生じる世界的課題への対処において、模範を示すべく国内の AML/CFT/CPF の枠組みを強化することにコミットする。我々は、2026 年 5 月 19 日にパリにおいて開催される第 5 回テロ資金対策閣僚会議の開催を歓迎し、2018 年 4 月に採択されたパリ・アジェンダの実施を継続すると我々のコミットメントを再確認する。我々は、暗号資産交換業者やアンホステッド・ウォレット等を通じたテロ資金供与のための金融技術革新の悪用の防止、領域支配に起因するテロ資金供与との闘い、テロリストの支配から解放された地域の金融再包摂の支援、並びにテロ資金供与と組織犯罪の相互作用への対処のための取組を強化し、結集することにコミットする。

17. 我々は、金融犯罪との闘いに対するグローバルな基準設定主体としての金融活動作業部会（FATF）の重要な役割を再確認するとともに、詐欺、リスクベースの監督及びデジタルペイメントのための新たな技術に関する更なる取組を支持する、2026年4月に採択されたFATF閣僚宣言を歓迎する。我々は、FATF加盟国及びグローバルネットワークによるFATF基準の効果的かつ適時の実施を求める。9つのFATF型地域体（FSRBs）及び200を超える加盟法域を擁するFATFのグローバルネットワークは、世界中の金融犯罪との闘いにおける強固なパートナーシップを表している。我々は、FSRBsの発言力を高めるためのFATFのイニシアティブを歓迎するとともに、FATF及びその加盟国によるその野心的な最終化及び実施を求める。

異常気象に関連したリスク

18. 我々は、G7議長国フランスの要請によって「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）」が作成したテクニカルノート、並びに保険監督者国際機構（IAIS）及びOECDの最近の分析作業で強調されたように、とりわけ地理的条件や保険の対象範囲などに応じ、国・地域ごとに異なり得る異常気象の経済・金融上の影響の評価に留意する。これらの評価で指摘されている通り、異常気象の事例による影響は、バリューチェーン及び貿易の混乱を通じた、クロスボーダーの波及効果を含む様々な需給の伝播経路を通じて波及し得る。これらは、特に財政余力が制約され、保険補償ギャップが存続する場合において、多大な財政コストと金融リスクを潜在的にもたらし得る。
19. この文脈において、我々は、5月11日にパリで開催された異常気象及び自然災害に関するG7ワークショップにおいても議論された、異常気象に直接関連する強靱性を強化する取組を高く評価する。これは、改善された自然災害への保険の対象範囲を異常気象への備えを通じた影響の軽減及びより長期的な強靱性に向けた投資の双方によるリスク予防と組み合わせることにより達成できる。我々は、頑健で粒度の細かいデータの入手可能性の確保、潜在的リスク、保険の利用可能性、及び保険商品に関する認識を高めるための金融リテラシーの向上、異常気象の影響を減らすためのリスク予防への投資、適切な場合における保険会社に対するリスクベースの規制と監督の維持、並びに手頃な補償を提供し保険の対象範囲を拡大するための民間市場の能力強化の支援の重要性を強調する。我々は、万能な解決策は存在しないことを認識しつつも、官または民の関係者を含むマルチステークホルダー・アプローチに基づく、適切に設計された保険と再保険の枠組みの役割を強調する。我々は、2024年G7議長国イタリアの下で策定された、

「自然災害に対する官民保険プログラムのためのハイレベル枠組」に沿って、補償ギャップにケースバイケースで取り組む重要性を再確認する。

ノンバンク金融仲介機関（NBF）に関するリスクと機会

20. 我々は、経済成長を支える安定的で強靱な金融セクターへの強いコミットメントを再確認する。我々は、FSB 及び基準設定主体の重要な作業への支持に留意する。我々は、金融システムにおけるノンバンク金融仲介機関（NBF）の重要性に留意し、NBF は資本配分を改善し、資金源を多様化させる一方で、潜在的な脆弱性をもたらし得ることを認識する。我々は、NBF に関する FSB の勧告を支持し、各法域における実施を奨励する。我々は、流動性ミスマッチ、隠れたレバレッジ、クロスボーダーでの連関から生じうるものを含めたノンバンクに関連する潜在的な脆弱性を特定し、金融安定への影響を分析するための FSB の現在進行中の作業を歓迎する。銀行と保険会社の相互連関性を含めた、プライベートクレジットの生態系における業界の発展と潜在的なリスクには、継続的なモニタリングが求められる。この点において、我々は 2026 年後半にプライベートクレジットに関する G7 ワークショップを開催する予定である。我々は、ノンバンクのデータの入手可能性、質、及び必要に応じた情報共有に関する本年の FSB の作業を奨励する。この目的のため、我々は関連する法域におけるこれまでのシステム全体を対象とするストレステストの好事例に関する情報を共有する報告書を歓迎する。

金融セクターにおける新興技術の出現

21. [サイバーセキュリティ] サイバーリスクが進化を続け、世界の金融システムの強靱性に対する課題となっている中、我々は、我々の共有された対応能力をさらに強化し、金融セクターの備えを一層向上させるために、具体的な行動をとることにコミットする。一例として、我々はクロスボーダー協調演習（CBCE）の完了に留意する。この点において、「量子技術作業部会（QSWG）」と「G7 サイバー専門家グループ（G7 CEG）」は、金融セクターの量子技術に関連するリスクや備えに関する更なる検討を進めている。G7 CEG はサイバーインシデントの管理に取り組むとともに、より幅広い脅威評価やその他のサイバー関連の優先課題に対応していく。これまでの取組を踏まえ、G7 CEG は、人工知能（AI）に関連するサイバーセキュリティ上のリスクと機会を把握し、フロンティア AI モデルを巡る最近の進展を踏まえ、適切な場合には情報共有を強化しベストプラクティスを特定する追加的な取組を進めている。

22. 更に、我々は、金融セクターにおける量子技術に関連したリスクと機会の両方について、体系的かつ事実に基づく共通理解の醸成に寄与するとともに、十分な情報に基づいた議論を支援し、制度・分野横断的な対話の基準点として機能する、QTWG（量子技術作業部会）による「量子技術への備え：金融セクター参加者のための主要な考慮事項」に関する報告書の公表を歓迎する。
23. [クロスボーダー送金] 我々は、全ての経済圏において個人や企業に大きな便益をもたらす得る、クロスボーダー送金の効率性の改善、及び送金の透明性に係る FATF 基準の見直しに、引き続きコミットする。この文脈において、我々は、「クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップ」の下で達成された進捗を認識した。我々は、強固な官民パートナーシップを通じて、法域レベルを含む全ての関連する取組の達成への支持を改めて明言する。我々は、クロスボーダー決済を、より迅速で、安価で、透明性があり、幅広くアクセス可能にするため、ロードマップの目標に著しい影響を及ぼす施策を優先するよう、各法域に求める。決済システムと取決めの強化が、これらの目的を達成するうえで鍵となる。我々は、「G20 ロードマップ」の目的に合致し、G7 メンバーが共有する最高水準の安全性、強靱性、金融の健全性を満たす技術革新を促進し、基準を調和し、この分野での安全性を高める、関連イニシアティブを歓迎する。我々は、ホールセール及びリテール決済インフラの現代化への取組を支持する。
24. [AI] 我々は、AI がもたらす金融セクターにおける新たな機会と潜在的なリスクに対しての中央銀行、財務省、金融監督当局の専門家とグローバルな金融機関の代表との間で進行中の議論を歓迎する。また、我々は、AI が生産性や雇用をどのように再形成すると企業が予想しているかを含め、AI が企業間でどのように普及しているかモニターを継続している中央銀行と財務省の取組を評価する。我々は、AI の普及に関する企業調査を反映した「G7 中央銀行デジタル作業部会」からの洞察を期待する。AI 関連調査の結果は、11 月に更新・公表が予定されている「G7 AI ダッシュボード」に組み込まれる予定である。

互恵的な国際パートナーシップの再構築

25. 我々は、国際開発金融アーキテクチャが数十年にわたり国際社会に貢献し、貧困の削減と持続的な経済成長を支えてきたことを認識する。一方で、急速に変化する世界情勢の中で、その効率性、対応力、重点対象については、一層疑問が呈されている。我々は、今日の課題に対応するため、公的及び民間資金を一層動員し、各国の自立性を高めるとともに、持続的で相互に利益のある成果を実現する、よ

り効率的で、効果的な、的を絞った、そして各国主導のシステムによる、互恵的な国際的パートナーシップと連帯に基づく新たなアプローチを求める。我々は、これらの優先事項を前進させるためには、多様な手段が重要であることを認識する。

26. 我々は、国際開発金融の有効性、一貫性、インパクトを強化するための包括的かつ将来志向の枠組みとして、「互恵的な国際パートナーシップのための G7 原則」を支持する。これらの原則は、パートナー国における公的な国内資金動員及び財政管理の強化、現行の開発金融の測定及び報告の改善及び限りある譲許的資金を主として最貧国に重点的に向けつつ、そうした資金のよりの的を絞った、透明性が高く、触媒となるような活用に向けた取組の推進に対する我々の共通のコミットメントを再確認する。また、これらの原則は、データギャップへの対応、信用リスクデータの透明性向上、ポートフォリオベース及びリスク共有型のアプローチの拡大、新興国及び途上国経済圏における標準化された投資可能な案件の開発支援、そして、現地通貨建て及びヘッジ手段の拡大を通じた為替リスクの軽減等を通じた、開発戦略の長期的な資金調達及び大規模なインパクトにおける民間資金動員の補完的な役割を強調する。さらに、我々は、G20 の「アフリカとのコンパクト」など、民間セクターの発展を促進する G20 のイニシアティブとの連携についても強調する。加えて、これらの原則は、効率性及び国レベルでの整合性を高め、機関間の連携、相互運用性、及び共同のアプローチを強化しつつ、国際開発金融アーキテクチャ間の分断を縮小する明確な方向性を示している。
27. 我々は、高い債務負担や借入コストを背景に、外部からの公的な二国間及び民間の資金フローが減少し、国内及び多国間の資金への依存が高まるという、新興市場・途上国経済圏における資金調達環境の変化を目にしている。加えて、中東情勢の変化による波及効果についても、一層の警戒が求められる。
28. パリクラブでも合意された G20 「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）後の債務措置に係る共通枠組」は、債務が持続不可能な低所得国への債務措置の包括的なアプローチを提供してきた一方で、我々は、IMF と世界銀行の「3 本柱のアプローチ」の実施を加速することにより、債務が持続可能で強固な改革アジェンダを有するものの、高い債務返済に直面し、成長志向の投資がクラウド・アウトされている国々への支援の拡大を求める。我々は、国有貸付機関を含む全ての公的二国間債権者に対し、IMF プログラムの文脈において、成長の見通しと投資を引き出し、国内資金動員を促進するための改革実施を支援すべく、可能な限り、こ

これらの国々への債権者エクスポージャー維持を目的とした、追加的行動による貢献を奨励する。改革実施には時間を要し、成長志向の投資は初期段階に必要なことが多いことを踏まえれば、こうした支援により、これらの国々は、優先的な改革を実行し、より強固な公共サービスの財源を確保し、成長を支援する投資を優先することができる。我々は、IMF と世界銀行に対し、この目的の追求に意欲を有する国々の、適時の特定を支援するよう呼びかける。実効性を確保するためには、全ての利害関係者の幅広い参加が必要である。我々は、全ての公的二国間債権者に対し、共通のパートナーシップを運用する方途を定めるために関与するよう求める。

債務問題への強化された解決策の支援

29. 我々は、G20 に対し、債務措置が予測可能で、適時に、秩序立ち、かつ連携した方法で提供されることを確保するため、債務措置に係る「共通枠組」の実施を更に強化することを求める。我々は、米国議長下の G20 及びパリクラブによる、債務措置に関連する便益及び義務を提示し、将来の事例における交渉を加速するための、覚書テンプレートを策定する取組を称賛する。我々は、全ての公的二国間債権者に対し、プロセスにおける明確性と透明性を高め、措置の同等性の原則の効果的な適用を促進するため、「共通枠組」に基づく債務措置の下で交渉された条件について、体系的な情報共有を支援することを求める。我々は、「共通枠組」の適格性を満たさない脆弱な中所得国への債務再編について、G20 における取組により、共通アプローチに向けて更なる進展を得ることの重要性を強調する。
30. 我々は、「借入国プラットフォーム」の立上げに留意し、債務関連の課題の共通理解を促進するため、パリクラブを含む全ての関連する利害関係者との建設的な関与を期待する。
31. 我々はさらに、全ての利害関係者に対し、世界の債務状況の統合的な評価、より効果的な債務管理、及び隠れ債務のリスク最小化を確保するため、データの正確性と透明性の向上を継続することを求める。我々は、公的二国間、民間及び多国間の債権者並びに債務者を含む全ての利害関係者に対し、債務データ共有の強化を求めるとともに、全ての G20 債権国に対し、世界銀行による「データ共有取組（DSE）」や関連する取組に参加することを求める。